

# ○最低賃金額の改定を踏まえた令和3年度の官公需の基本方針について

- ◆ 「骨太の方針」において、官公需における最低賃金額の改定を踏まえて講じる措置について言及（※1）されたところ。また官公需においては、国等が率先垂範する必要がある。
- ◆ 上記を踏まえ、官公庁との契約における最低賃金引上げ分の転嫁の徹底を図る必要がある。そのため、令和3年度の官公需の基本方針では、令和2年度の基本方針の記載（※2）に加え、最低賃金額が上げられた場合の対応を追記する。
- ◆ 具体的には、国等は、最低賃金額の改定を踏まえ、受注者に対し契約金額に関して必要な確認を行い、受注者が最低賃金引上げ分を円滑に価格転嫁できるよう、柔軟に契約額の変更に応じる旨を明記することを想定。

## ※1 骨太の方針（抜粋）

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～  
 (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、**官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。**

## ※2 令和2年度の官公需の基本方針（抜粋）

### 第2.7.(4)最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、**年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。**

【参考：最低賃金の影響を受けやすいと思われる業種の例】

受付・案内業務、建物の清掃・点検業務、廃棄物処理業務、公園等の清掃・植栽管理業務など

## ○最低賃金額の改定に伴い各府省に対応をお願いしたい事項について

- ◆ 10月1日(※)までに契約を締結し、10月1日以降に契約の履行が終了する全ての官公需契約に関し、契約変更の必要性について受注者に確認を行っていただきたい。
- ◆ 上記の確認を行うことになる受注者のリストを中小企業庁に提出していただきたい。

※多くの自治体において10月初頭に最低賃金引上げの効力が発生する予定

## ○最低賃金額の改定に伴う契約変更に係るフォローアップ調査について

- ◆ 調査の趣旨
  - ・ 国として、最低賃金額の引き上げに伴う契約変更の必要性を受注者に確認したことや、契約変更に積極的に応じたことを確認する。
  - ・ 国等の契約において、最低賃金の改定の影響が及ぶ業種等に関する実態を把握する。
- ◆ 調査方法等
  - ・ 上記の各府省から提出されたリストに基づき中小企業庁から受注者に調査票を送付。
  - ・ 9月下旬頃から調査票を送付し、11月中に取りまとめ。
  - ・ 12月の副大臣会議において結果報告を予定。